

肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）の納付猶予牛に係る1頭当たりの新たな負担金の額について【令和4年1・2・3月分】

肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）（以下「交付要綱」という。）附則48の規定により負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛（以下「納付猶予牛」という。）に係る新たな負担金の額については、同附則51及び52の規定に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合には、当該納付猶予牛に係る交付金の額に4分の1を乗じて得た額となり、標準的販売価格が標準的生産費を下回らなかった場合には、当該納付猶予牛に係る負担金の額は零となっています。

今般、令和4年1・2・3月における当該納付猶予牛のうち同期間に販売された交付対象牛の新たな負担金の額を下記のとおり公表します。

なお、各登録生産者の納付猶予牛に係る負担金の額については、交付金交付通知書等によりご確認ください。

記

1. 負担金の納付先が都道府県の積立金管理者である場合

(1) 肉専用種

算出の区域	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月
北海道	0円	0円	0円
青森県	0円	0円	0円
岩手県 肉専用種 <small>(日本短角種を除く。)</small>	0円	0円	0円
宮城県	0円	0円	0円
秋田県	0円	0円	0円
山形県	0円	0円	0円
福島県	0円	0円	0円
茨城県	0円	0円	0円
栃木県	0円	0円	0円
群馬県	0円	0円	0円
埼玉県	0円	0円	0円
千葉県	0円	0円	0円
東京都	0円	0円	0円
神奈川県	0円	0円	0円

算出の区域	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月
山梨県	0円	0円	0円
静岡県	0円	0円	0円
新潟県	0円	0円	0円
石川県	0円	0円	0円
福井県	0円	0円	0円
愛知県	0円	0円	0円
三重県	0円	0円	0円
滋賀県	0円	0円	0円
京都府	0円	0円	0円
大阪府	0円	0円	0円
兵庫県	0円	0円	0円
奈良県	0円	0円	0円
和歌山県	0円	0円	0円
島根県	0円	0円	0円
岡山県	0円	0円	0円
広島県	0円	0円	0円
山口県	0円	0円	0円
徳島県	0円	0円	0円
香川県	0円	0円	0円
愛媛県	0円	0円	0円
福岡県	0円	0円	0円
佐賀県	0円	0円	0円
長崎県	0円	0円	0円
熊本県	0円	0円	0円
大分県	0円	0円	0円
宮崎県	0円	0円	0円
鹿児島県	0円	0円	0円
沖縄県	0円	0円	0円

(2) 交雑種

	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月
東京都、京都府	0円	3,129.975円	0円

2. 負担金の納付先が機構である場合
肉専用種

令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月
0円	0円	0円

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課
担当:青木、柳田、山口、今野、峯岸
電話:03-3583-8562